

## 憲法記念日に寄せて

～一人ひとりが個人として尊重される民主的で平和な社会をめざして～

1947年（昭和22年）5月3日に日本国憲法が施行されてから、72年を迎えました。

人権は、一人ひとりの個人が平等に取り扱われ個人として尊重されること、自由に人間らしく生き、それぞれの幸福を追求できることであり、日本国憲法においては、基本的人権について、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果として、すべての国民に対して、人種、信条、性別、社会的身分などに関係なく保障されています。

また、日本国憲法において、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならないともさだめられており、これまで私たち国民は、基本的人権を侵害する誤った法制度や施策に対して声をあげてきました。私たち国民は、将来においてもこれまでと同じように一人ひとりが、憲法が保障する基本的人権を保持する努力を怠らないようにすべきと考えます。

日本国憲法について特筆すべきことは政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し、戦争の放棄を、条文をもって定めていることです。これは世界各国の憲法をみても類をみないものであります。

このように私たちは、国際社会に対しても誇りをもつことができる崇高な憲法を持っています。

最近、憲法改正を目指すことが繰り返し語られています。なかんずく憲法9条の改正がさかんに議論をされているのですが、日本国憲法制定当時の崇高な理念が忘れ去られ、私たちの基本的人権の保障や社会のありように大きな影響を与える可能性があるのではないかという危惧を覚えることも確かです。未来を担う子どもたちのためにも、私たち主権者一人ひとりが立憲主義に遡って真剣に考えなければならない重大な問題です。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指す当会は、平和や私たち一人ひとりの基本的人権が損なわれたり後退したりすることのないよう、これからも‘不断の努力’で責務を果たしていきたいと思えます。

憲法記念日の今日、みなさんが、日本国憲法のことにより関心を寄せ、理解し、憲法9条に刻まれた平和への誓いをはじめ人類が多年にわたる努力で獲得してきた一つひとつの基本的人権に改めて思いを深くし、これからの日本の社会のありようを考え、語り合う機会となることを心より祈念いたします。

2019年（令和元年）5月3日

宮崎県弁護士会

会長 黒木 昭 秀